

スポーツパフォーマンス研究会ウェブページの広告の取扱いについて

(目的)

第1条 この取扱いは、スポーツパフォーマンス研究会のウェブページへの広告掲載を行うための事項を定める。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告および社名広告（団体名や個人名も可）とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置はウェブページ上の一部とし、申込み順に掲載する。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告のサイズ及び掲載料は【別表】のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は1年間とし、延長申請があった場合はさらに1年間延長することができる。

2 広告の掲載開始日の当月を1ヶ月とし、掲載終了日の当月を1ヶ月とする。

(広告の禁止表現)

第6条 広告の禁止表現は次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者に誤解を与える恐れがあるもの

(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現又はラジオボタン等

(2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス又は下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(3) 閲覧者がスポーツパフォーマンス研究会に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例)「研究公募情報」等

(4) 広告の表現、デザイン等が閲覧者に著しい不快感を与えるおそれがあるもの

(5) その他広告の表現として適当でないとスポーツパフォーマンス研究会が判断したもの

(広告の変更)

第7条 広告主が掲載中の広告の内容またはリンク先を変更する場合は、スポーツパフォーマンス研究会とあらかじめ協議するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主が掲載中の広告を取下げの場合は、書面でスポーツパフォーマンス研究会に申し出るものとする。その場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第9条 広告主の責に帰さない事由で広告掲載に障害が発生しその期間が1週間を超えた場合は、日割りにより相当する掲載料を返還する。

(雑則)

第10条 この取扱いに定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項はスポーツパフォーマンス研究会が別に定める。

附 則

この取扱いは、平成24年2月15日から施行する。

【別表】

広告のサイズおよび掲載料

広告の種類	広告のサイズ		掲載料	掲載期間
	幅(ピクセル)	高さ(ピクセル)		
バナー広告	250	200まで	40,000円	1年 (延長可)
		150まで	30,000円	
		100まで	20,000円	
		50まで	10,000円	
社名広告	25まで	5,000円		

広告についてのお問い合わせ、お申込みは、下記までご連絡ください。

スポーツパフォーマンス研究会事務局 三浦 健 (鹿屋体育大学)

spjimu@nifs-k.ac.jp